

トマト加工品品質表示基準

制 定 平成12年12月19日農林水産省告示第1632号
 改 正 平成16年10月7日農林水産省告示第1821号
 改 正 平成16年10月29日農林水産省告示第1969号
 改 正 平成19年11月6日農林水産省告示第1371号
 改 正 平成21年5月19日農林水産省告示第670号
 改 正 平成23年8月31日消費者庁告示第8号
 最終改正 平成23年9月30日消費者庁告示第10号

(趣旨)

第1条 トマト加工品(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
トマト加工品	トマトジュース、トマトミックスジュース、トマトケチャップ、トマトソース、チリソース、トマト果汁飲料、固形トマト、トマトピューレー及びトマトペーストをいう。
トマトジュース	次に掲げるものをいう。 1 トマトを破碎して搾汁し、又は裏ごしし、皮、種子等を除去したもの(以下「トマトの搾汁」という。)又はこれに食塩を加えたもの 2 濃縮トマトを希釈して搾汁の状態に戻したもの又はこれに食塩を加えたもの
トマトミックスジュース	次に掲げるものをいう。 1 トマトジュースを主原料とし、これに、セルリー、にんじんその他の野菜類を破碎して搾汁したもの又はこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものを加えたもの 2 トマトジュースを主原料とするもので、1に食塩、香辛料、砂糖類、酸味料(かんきつ類の果汁を含む。)、調味料(アミノ酸等)等(野菜類(きのこ類及び山菜類を含む。以下同じ。))以外の農畜水産物及び着色料を除く。)を加えたもの
トマトケチャップ	次に掲げるものをいう。 1 濃縮トマトに食塩、香辛料、食酢、砂糖類及びたまねぎ又はにんにくを加えて調味したもので可溶性固形分が25%以上のもの 2 1に酸味料(かんきつ類の果汁を含む。)、調味料(アミノ酸等)、糊料等(たまねぎ及びにんにく以外の農畜水産物並びに着色料を除く。)を加えたもので可溶性固形分が25%以上のもの
トマトソース	次に掲げるものをいう。 1 濃縮トマト又はこれに皮を除去して刻んだトマトを加えたものに、食塩及び香辛料を加えて調味したもので可溶性固形分が8%以上25%未満のもの 2 1に食酢、砂糖類、食用油脂、酒類、たまねぎ、にんにく、マッシュルームその他の野菜類、酸味料(かんきつ類の果汁を含む。)、調味料(アミノ酸等)、糊料等(野菜類以外の農畜水産物を除く。)を加えたもので可溶性固形分が8%以上25%未満のもの
チリソース	次に掲げるものをいう。 1 トマトを刻み、又は粗く砕き、種子の大部分を残したまま皮を除去した後濃縮したもの(固形状のものを除く。)に食塩、香辛料、食酢及び砂糖

	<p>類を加えて調味したもので可溶性固形分が25%以上のもの</p> <p>2 1にたまねぎ、にんにく、ピーマン、セルリーその他の野菜類、酸味料（かんきつ類の果汁を含む。）、調味料（アミノ酸等）、カルシウム塩等（野菜類以外の農畜水産物及び着色料を除く。）を加えたもので可溶性固形分が25%以上のもの</p>
トマト果汁飲料	<p>次に掲げるもののうち、トマトの搾汁が50%以上のものをいう。</p> <p>1 トマトの搾汁を希釈したもの</p> <p>2 濃縮トマトを希釈してトマトの搾汁を希釈した状態となるもの</p> <p>3 1又は2に食塩、砂糖類、香辛料等を加えたもの</p>
固形トマト	<p>全形若しくは立方形状等の形状のトマトに充てん液を加え、又は加えないで加熱殺菌したものをいう。</p>
トマトピューレー	<p>次に掲げるものをいう。</p> <p>1 濃縮トマトのうち、無塩可溶性固形分が24%未満のもの</p> <p>2 1にトマト固有の香味を変えない程度に少量の食塩、香辛料、たまねぎその他の野菜類、レモン又はpH調整剤を加えたもので無塩可溶性固形分が24%未満のもの</p>
トマトペースト	<p>次に掲げるものをいう。</p> <p>1 濃縮トマトのうち、無塩可溶性固形分が24%以上のもの</p> <p>2 1にトマト固有の香味を変えない程度に少量の食塩、香辛料、たまねぎその他の野菜類、レモン又はpH調整剤を加えたもので無塩可溶性固形分が24%以上のもの</p>
ト マ ト	<p>完熟した赤色の、又は赤味を帯びたトマト（<i>Lycopersicon esculentum</i> P.-Mill）の果実をいう。</p>
濃 縮 ト マ ト	<p>トマトを破碎して搾汁し、又は裏ごしし、皮、種子等を除去した後濃縮したもの（粉末状及び固形状のものを除く。）で無塩可溶性固形分が8%以上のもの</p>
全 形	<p>果皮を除去し、又は除去しないトマトのへた及び果しんの硬い部分を除去したほぼ原形又は原形のものをいう。</p>
2 つ 割 り	<p>全形をほぼ2分の1に切断したものをいう。</p>
4 つ 割 り	<p>全形をほぼ4分の1に切断したものをいう。</p>
輪 切 り	<p>全形をほぼ均一な厚さに切断した円形状のものをいう。</p>
く さ び 形	<p>全形をほぼ均一な大きさに切断したくさび状のものをいう。</p>
立 方 形	<p>全形をほぼ均一な大きさに切断した立方形状のものをいう。</p>
不 定 形	<p>全形を不定形に破碎したものをいう。</p>
充 て ん 液	<p>次に掲げるものをいう。</p> <p>1 トマトジュース、トマトピューレー又はトマトペースト若しくはこれにセルリー、ピーマン、たまねぎ等の野菜類を細切したもの（野菜類の搾汁を含む。）を加えたもの</p> <p>2 水</p> <p>3 1又は2に食塩、砂糖類、香辛料等（野菜類以外の農畜水産物及び着色料を除く。）を加えたもの</p>

（義務表示事項）

第3条 固形トマトにあっては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）がその容器又は包装に表示すべき事項は、同条第1項及び第6項に規定するもののほか、形状とする。

2 缶詰のトマト加工品で内面塗装缶を使用していないものにおいて、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに前項に規定するもののほか、使用上の注意とする。

（表示の方法）

第4条 名称、形状、原材料名及び保存方法の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定す

るところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア トマトジュースにあつては「トマトジュース」と、トマトミックスジュースにあつては「トマトミックスジュース」と、トマトケチャップにあつては「トマトケチャップ」と、トマトソースにあつては「トマトソース」と、チリソースにあつては「チリソース」と、トマト果汁飲料にあつては「トマト果汁飲料」と、トマトピューレーにあつては「トマトピューレー」と、トマトペーストにあつては「トマトペースト」と記載すること。ただし、濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースにあつては、「トマトジュース(濃縮トマト還元)」と記載すること。

イ 固形トマトのうち、充てん液を加えていないものにあつては「トマト・ドライパック」と、充てん液としてトマトジュース、トマトピューレー、トマトペースト又は水を加えたものにあつては、それぞれ「トマト・ジュースづけ」、「トマト・ピューレーづけ」、「トマト・ペーストづけ」又は「トマト・水煮」と、セルリー等の野菜類が入ったもの又は皮付きのものにあつては名称の次に括弧を付してそれぞれ「野菜入り」又は「皮付き」と記載すること。

(2) 形状

全形にあつては「全形」と、2つ割りにあつては「2つ割り」と、4つ割りにあつては「4つ割り」と、立方形にあつては「立方形」と、輪切りにあつては「輪切り」と、くさび形にあつては「くさび形」と、不定形にあつては「不定形」と記載し、その他のものにあつてはその形状を最もよく表す用語を記載すること。

(3) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア トマトジュース、トマトケチャップ、トマトソース、チリソース、トマトピューレー及びトマトペーストについては、使用した原材料を、次の(イ)及び(ロ)の区分により記載すること。

(イ) 食品添加物以外の原材料にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。

a トマト、トマトの搾汁及び濃縮トマトは、「トマト」と記載すること。

b 食酢にあつては、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により記載すること。

c bの規定にかかわらず、醸造酢にあつては、「醸造酢」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、「米酢、りんご酢」等とその最も一般的な名称をもって記載することができる。この場合において、記載する醸造酢が1種類であるときは、「醸造酢」の文字及び括弧を省略することができる。

d 砂糖類にあつては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「砂糖混合ぶどう糖果糖液糖」、「砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」、「砂糖混合高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

e 使用した砂糖類が2種類以上の場合、dの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、当該砂糖類の名称を「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

- f aからeまでに規定するもの以外のものにあつては、「食塩」、「レモン果汁」、「香辛料」、「たまねぎ」、「ピーマン」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。
- (イ) 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第2項第5号及び第4項、第11条並びに第12条の規定に従い記載すること。
- イ トマトミックスジュースについては、使用した原材料を、次の(ア)及び(イ)の区分により記載すること。
- (ア) 食品添加物以外の原材料にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。
- a トマトジュースにあつては、「トマトジュース」と記載すること。ただし、濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースにあつては、「トマトジュース（濃縮トマト還元）」と記載すること。
- b 野菜類を搾汁したもの又はこれを濃縮したものにあっては、「野菜ジュース」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の多いものから順に「セルリー」、「セルリー（濃縮還元）」、「にんじん」、「パセリ（粉末還元）」等と記載すること。
- c トマトジュース並びに野菜類を搾汁したもの及びこれを濃縮したものの以外のものにあつては、アの(ア)のbからfまでの規定に従い記載すること。
- (イ) 食品添加物は、アの(イ)の規定に従い記載すること。
- ウ トマト果汁飲料及び固形トマトについては、使用した原材料を、次の(ア)及び(イ)の区分により記載すること。
- (ア) 食品添加物以外の原材料にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。
- a トマトは「トマト」と、トマトジュースは「トマトジュース」と、トマトピューレーは「トマトピューレー」と、トマトペーストは「トマトペースト」と記載すること。ただし、トマトピューレー又はトマトペーストは、「濃縮トマト」と記載することができる。
- b トマト、トマトジュース、トマトピューレー、トマトペースト以外のものにあつては、アの(ア)のbからfまでの規定に従い記載すること。
- (イ) 食品添加物は、アの(イ)の規定に従い記載すること。
- 2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項（次条において「義務表示事項」という。）の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるものとする。この場合において、同項第1号中「別記様式により」とあるのは、「名称、形状、原材料名、固形量、内容総量、内容量、賞味期限、保存方法、使用上の注意、原産国名及び製造者の順に」と読み替えるものとする。
- （その他の表示事項及びその表示の方法）
- 第5条 濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースにあつては、製造業者等は、義務表示事項のほか、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、日本工業規格Z8305(1962)（以下「JIS Z8305」という。）に規定する14ポイントの活字以上の大きさの活字で、「濃縮トマト還元」の用語を表示しなければならない。
- 2 トマトピューレー及びトマトペーストにあつては、製造業者等は、義務表示事項のほか、トマトの搾汁を濃縮した度合を、容器又は包装の見やすい箇所に、背景の色と対照的な色で明瞭に、「トマトを裏ごしして、およそ3倍に濃縮してあります。」等と記載しなければならない。
- 3 トマト果汁飲料にあつては、製造業者等は、義務表示事項のほか、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、JIS Z8305に規定する14ポイントの活字以上の大きさの活字で、トマトの搾汁の含有率を実含有率を上回らない10の整数倍の数値により、パーセントの単位で、単位を明記して表示しなければならない。
- （表示禁止事項）
- 第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示し

てはならない。ただし、(4)に掲げる事項については、トマト加工品の日本農林規格（昭和54年10月11日農林水産省告示第1419号）第6条に規定する規格による格付が行われたものに表示する場合は、この限りでない。

- (1) 生、フレッシュその他新鮮であることを示す用語
- (2) 天然又は自然の用語
- (3) トマト果汁飲料における「トマトジュースドリンク」の用語
- (4) 「特級」の用語
- (5) 前号に掲げる等級を示す用語と紛らわしい用語
- (6) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

附 則（平成12年12月19日農林水産省告示第1632号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年10月7日農林水産省告示第1821号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年10月29日農林水産省告示第1969号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日以前に製造され、加工され、又は輸入されたトマト加工品の品質に関する表示については、この告示による改正前のトマト加工品品質表示基準の規定の例によることができる。
- 3 この告示の施行の日から起算して1年を経過した日までに製造され、加工され、又は輸入されるトマト加工品の品質に関する表示については、この告示による改正前のトマト加工品品質表示基準の規定の例によることができる。

附 則（平成19年11月6日農林水産省告示第1371号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年5月19日農林水産省告示第670号）

平成22年6月17日以前に製造され、加工され、又は輸入されるトマト加工品の品質に関する表示については、この告示による改正前のトマト加工品品質表示基準の規定の例によることができる。

附 則（平成23年8月31日消費者庁告示第8号）

この告示は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日消費者庁告示第10号）

この告示は、平成23年10月1日から施行する。